

# ご案内

《「申込み」検討されている方へ》

## Q&A 集



社会福祉法人 みやぎ会  
特別養護老人ホーム なのりの杜・杜2号館・里

特別養護老人ホームは介護保険法に基づく「介護保険施設」の一つです。

入浴、食事、排泄、その他機能訓練、健康管理及び療養上の介護が提供される「生活の場」であり、また、入所期間に期限はなく、入院治療の必要がなければ、寝たきりになってもお過ごしいただける「終の棲家」になり得る施設です。

尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むために入所者様が自分らしく過ごせるよう全職員最大限努力します。

当施設では身体拘束は原則実施しておりません。反面、転倒などリスクがありますが、家族様や関係者様の御理解をいただきながら、施設職員及び家族様、関係者様と共同のもと入所者様の支援に取り組みます。

## 「特別養護老人ホームなのりの杜・杜2号館・里を紹介します」

- ① 当施設は全室個室のユニット型2施設（杜・里）と、個室の他4人部屋を有する従来型（2号館）が連結した造りになっています。
- ② ユニット型は入所者10名が一つの生活単位「ユニット」で個性や生活リズムを尊重した暮らしのサポートを受けられることが特徴です。職員や入所者の顔も覚えやすく、特に認知症の方には安心して過ごしていただいております。
- ③ 従来型は多床室を有し、経済的に負担が軽く低所得の方も入りやすく、生活保護受給者の受け入れが可能であることが特徴です。（介護保険負担限度額が4段階の方は個室入所となります）尚、個室、多床室の希望選択はお受けできない他、入所後、転室（部屋移動）の可能性があります。
- ④ 見守りセンサーなど ICT 機器を活用し、重度化に対応したケアを目指しております。
- ⑤ 「看取り介護」に取り組んでおります。

※「看取り介護」とは…疾患あるいは障がい、加齢により自然治癒力の低下が著しくなり、治療による改善の可能性が認められないと医師が診断した場合又は、本人様及び家族様等がそれ以上の治療や人工的栄養補給等を望まれない時、終末期への移行期と捉え「看取り状態」と考えます。「看取り状態」を迎えた時に、本人様及び家族様等の意向を尊重したケアを実施することで安らげる生活の場を提供し、自然な状態のままで残された余命を平穏に過ごしていただくための介護をいたします。

## Q1. 料金はいくら位かかるの？

A1. 利用料は所得等によって異なります。詳しくは別紙料金表をご確認ください。  
また、利用料には、食費、お部屋代、オムツ代、洗濯代が含まれています。

## Q2. 施設にお医者さんはいるの？

A2. 施設に医師は常駐しておりません。嘱託医師による往診を月1回受診できます。また体調を崩し受診が必要となった場合、協力病院へ通院対応しています。その他、協力歯科医（守口歯科医院）が定期的に来訪しており、施設で受診できます。

## Q3. 入院になったら退所しなければならないの？

A3. 入院されてもすぐに退所をすすめることはありません。入院期間中の施設居室料は入院費用と並行してご負担いただくこととなります。たとえば、入院期間が1か月以上に及ぶと見込まれた場合など、居室料負担軽減ができる「優先待機制度」がご選べいただけます。

## Q4. 洗濯物はどうするの？ オムツの持込は必要？

A4. 洗濯は施設内で職員が行います。オムツも施設から提供します。洗濯代もオムツ代も利用料金（別紙料金表記載）に含まれています。

## Q5. 部屋に家具はあるの？車椅子は持参するの？

A5. 従来型施設には備え付けの家具があります。ユニット型施設では、自宅に近い環境で過ごして頂きたく、使い慣れた家具のお持込をお願いしています。

車いすやベッドなどは施設の物をお使いいただけます。ご自身が使い慣れた福祉用具をお持ちの際はご持参ください。

## Q6. リハビリはやっていますか？

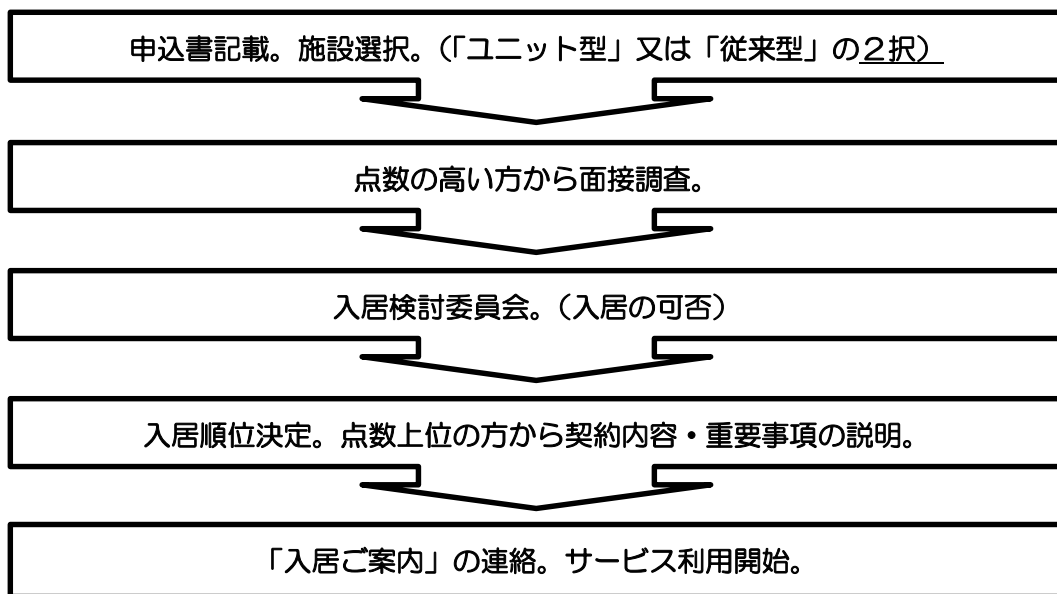
A6. 当施設では機能訓練指導員（作業療法士）を配置し、介護職員、看護職員と共同で実施しています。内容は、医療機関やリハビリ施設で行われる「治療として行う機能訓練」とは違い、日常生活における様々な動作において自分でできることを生かす、維持するといった「生活機能の減退防止」を目標としています。

## 申込み方法から入所が決まるまで

まずはお電話ください。事前に申込日時を決定しご来設頂く事をお勧めします。

申込みの際に必要な持ち物は「介護被保険者証、負担限度額認定証、負担割合証、医療被保険者証、障がい者手帳、医療費受給者証、お薬手帳」です。

お申込みにあたりご本人及びご家族の状況等お伺いします。施設の概要、利用料金等ご納得いただいた上で申込書に記載をお願いします。



以下のご状態の方は入居を見送る場合があります。

### I、継続的な医療処置が必要な状態の方

(病院での入院治療が必要、退院許可が出ていない、インフルエンザ等感染症に罹っている)

### II、医療行為の有無

(内容によって入居不可の場合があるため詳細を協議します)

### III、身元引受人および連帯保証人の確認がとれない

(上記の者について契約時記載項目があります。事前にご確認をお願いします)

### IV、介護の難易性

(身体拘束を実施している場合、拘束の必要性や解除の可能性を協議します)

(認知症、行動障害、転倒転落のリスク等、原因と対策を協議します)

※ 入居順は申込順ではありません。岩手県の指針に準じた当施設の入所判定指針に基づき入居の必要性の高さを点数化し、優先度の高い方からご入所頂きます。